

## 独り異郷に在って異客となり

### アジテーション

「这不是我想要的生活！」こんなのは私が望んでいる生活じゃない。異郷の土地で数年ぶりに再会した友人の心からの叫びでした。日本の先進技術を学びたい、カネを稼いで、親孝行したい、希望を抱いて、彼は二年前に来日し、実習生として働くことになりました。しかし、現実はあるという間に希望を打ち砕いた！！14時間以上の過酷な労働がほぼ毎日強いられ、休日も一ヶ月一日のみ。月給は五万円、残業の時給は僅か250円。二年経った今でも、簡単な日本語しか話せない。悩みを相談できる相手もない。”私は日本人に騙された！技術を学ぶどころか、奴隷としてしか扱われていない。”彼の一言は私の心を突き刺しました。“違うんだ！心優しい日本人は大勢いるよ！”と、私は言いたかったけど、言えなかった。恐らく彼にとって、日本人とは彼を搾取する経営者で、日本とは過酷な仕事場と不衛生な宿舎に過ぎない、苦痛だらけの場所でしょう。憔悴しきった顔、痩せ細った体、死んだような目付き、変わり果てた姿はまるで、彼が日本で過ごして来た二年間を物語るように。私には手に取るように伝わってきました。彼のつらさが。毎日物のように扱われる苦痛が。そこから逃げ出せない、どうしようもない絶望が。そこで、私は気付きました、彼のような外国人労働者が日本で直面している惨状を！

### 目的

異国に置かれた在日外国人労働者たちは、法律の溝、言語の壁に直面し、様々な権利侵害に耐えています。それは、法律に十分に守られていないことと、人権侵害に対して声を上げられないことを指します。本弁論の目的は、在日外国人労働者の人権を守ることです。これを達成するには、法律の溝を埋め、言語の壁を打ち砕くことが必要です。そして、彼らの基本的な人権を保障し、彼らの人格と尊厳を制度上守ることによって、外国においても夢を叶え、自己実現出来る社会制度を作り上げることです。

### 現状

まず、外国人労働者が直面する人権侵害について説明します。東京都における外国人の人権に関するアンケートで、人権侵害を感じたことがある、と答えた外国人労働者は九割も超えています。愛知県のある自動車工場では、定住者のブラジル人のタイムカードだけ、名前ではなく番号で書いています、ブラジル人の名前は日本人にとって、書きにくく覚え辛いからです。そのせいで、彼らは名前まで奪われ、人格も否定されました。岐阜県のある縫製会社では、中国人研修生に、このような誓約書が渡されました。“無条件で会社の規則、制度に従う。いかなる動機によっても、ストライキや揉め事を起こさない。同居、結婚、妊娠を引き起こす行為をしない。”まるで人間性を捨て、働くだけのロボットになれ、と命じているような契約です。山梨事件と言われ、5人の技能実習生が労働組合に参加しただけの理由で経営者に解雇されました。強制送還を命じられ、宿舎で監禁されました、中の一人が、三階から飛び降り、骨折した足を引きずって、数時間歩いて助けを求めました。多くの地域で経営者が技能実習生のパスポート、通帳、印鑑を押さえ、パソコンと携帯の使用を禁じるのは暗黙のルールです。これは一種の逃亡防止手段とも言われます。にもかかわらず、あまりの待遇のひどさから逃れるため、去年の技能実習生の逃亡数は過去最高を記録し、6000人に達しました。このように、彼らは、深刻な人権侵害にあっています。

## 原因

なぜ、外国人労働者たちに対してこのような人権侵害が存在しているのでしょうか？

その原因は法律の溝と言語の壁の二つです。

まず、法律の溝についてです。

日本国憲法で、基本的人権の保護は日本国民に限られています。しかし、日本は国際人権規約に調印し、人権保護を国内の外国人にも適用すると約束しました。本来憲法は、国家の理念と方向性を定め、それを補うため法律を作ります。多くの国は、憲法上国籍を問わず全ての人に対しての人権保護を約束しています、例えばフランス、ドイツ、オーストリアなどの国がそうです。そして、スウェーデン、韓国など、憲法では規定されなくても、外国人についての規定を特に設けている例もよく見られます。移民統合政策指数による外国人保護の法整備に関する国際比較調査では、日本が圧倒的な最下位となりました。同じ移民国家ではない韓国や中国も日本より遥かに高い指数になりました。つまり、現在の日本においては、外国人を管理するための法律は存在しているが、外国人を保護するための法律はほぼ空白状態と言えます。このような制度の中では法的手段で権利を訴えたとしても、司法と行政が彼らを守れないでしょう。法務省の在日外国人意識調査によると、7割以上が法律による外国人の人権保護が必要と答えました。

**つまり、外国人を守り切れない法律の溝が確かに存在しているのです。**

**次に、言語の壁についてです。**

私は先日在留資格の更新のため、品川の入国管理局を訪ねました。そこで、聞いたのは、カタコトの日本語でした、“雇用保険はナニ？労災申請はナニ？健康保険はどこ？”、男性が焦りを顔にし、スタッフも何とか説明しようとしたのですが、日本語が通じず、通訳に頼るしかありませんでした。長い説明を終え、事は無事に収まりました。しかし、現実ではいつも通訳がついている訳ではありません、彼のような外国人労働者が、言語も通じず、制度も知らないまま、トラブルに逢った時はどう対処すれば良いのでしょうか？

実際、法務省によると日本で暮らす外国人223万人のうち約7割に当たる156万人が日本語を使えず、日本人との交流が困難です。その原因は日本政府の日本語教育への軽視です。日本と先進諸国の言語教育制度を比べてみます。その中、日本だけが公的な学習制度を持たず、その費用は個人負担で運営主体も営利目的の民営会社です。そのため、対象は、主に在日外国人の中の6%にすぎない私のような留学生が想定されています、教育システムも労働者向けではありません。その上、学費も高く、一学期の学費は30万から50万にも登ります。最低賃金程度の収入しかない多くの外国人労働者にとっては、非常に大きな負担であることがわかります。そして、そのキャパシティは7万人しかなく、156万人のニーズに応えることができません。

**つまり、言語の壁を取り除く必要があります。**

## 政策

このような状況を変えるため三点の政策を提案します。

まず、法律の溝を埋めることが先決です。

そこで、行政が外国人の権益を守るため、現在空白である外国人人権保護法を確立します。つまり、国際人権法に基づいて、外国人の生活、仕事、教育に関して、参政権など性質上日本人のみを対象とする権利を除き、日本人と同じ基本的人権を保障することを、法律で明記します。この政策によって、日本人を対象として想定された法律では、外国人に届きにくい部分を補い、彼らの権益を制度上で守ります。

そして、この法律の効力を発揮するため、第二の政策を提案します。

それは、外国人の労働組合を成立し、全国に広めることです。これは、外国人労働者への人権侵害を取り締まることを目的とします。相談、避難の機能を備え、外国人人権保護法と労働基準法を行動原則とします。現存する労働組合や人権団体と連携し、外国人に対する人権侵害を発見した場合、団体交渉とストライキの権限を行使出来るようにし

ます。外国人労働者にも、労働三権が認められ、有志者二人以上いれば特別な手続きなしで、自由に結成できます。

加えて、3つ目の政策で、国家の支援による、日本語学校の増設と学費削減を推進します。そして、オンデマンドや夜間学校など、外国人労働者のニーズに柔軟に対応できる日本語教育システムを作り上げます。

一橋大学の研究によると、在日外国人労働者は言語力が高いほど、仕事の安定性がつき、不法解雇や賃金の不払いなどの不利益を感じるものが少なくなる傾向があります。つまり、言語力は外国人労働者にとって自身の權益を守るため必要不可欠と言えます。

言語学校は言語以外にも、文化、慣習、法律と制度の運用などを教えています。在日外国人労働者が通えるようになることで、第一と第二の政策の外国人労働者保護法と外国人労働組合の存在を知ることができ、積極的な運用を促します。

日本人が製品で MADE IN JAPAN を書いたラベルを目にした時はきっと誇り感じるでしょう、しかし、その裏では、MADE BY FOREIGNERS という見えないラベルもついています。グローバル社会の中、彼らの姿に目を背けるのは行けません！そして、グローバル化社会において、日本人も外国人も自己実現できる社会をつくりましょう！

ご清聴ありがとうございます